### 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款

## 新旧対照表

(下線部分改正)

現行

改正

# 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款

# 第2条 <u>非課税口座簡易開設届出書</u>等の提出等 (省 略)

- ①「非課税口座簡易開設届出書」等(省略)
- ②「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」等

非課税口座を再開設しようとする年(以下、「再開設年」といいます。)又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間。なお、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

- 2. 当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管します。
- 3. 「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」等について、同一の勘定設定期間に異なる証券会社又は金融機関へ重複して提出することはできません。
- 4. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の 適用を受けることをやめる場合には、租税特別 措置法第37条の14第21項に規定する「非課 税口座廃止届出書」を提出してください。
- 5. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、当社での受付手続が完了した日において次の各号に該当するとき、当社は所定の手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
  - ①1月1日から9月30日までの間に受付手続 が完了した場合

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定 非課税累積投資約款

- 第2条 <u>非課税口座開設届出書</u>等の提出等 (現行どおり)
  - ①「<u>非課税口座開設届出書</u>」等 (現行どおり)
  - ②「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」等

非課税口座を再開設しようとする年(以下、「再開設年」といいます。)又は<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定</u>を再設定しようとする年

(以下、「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間。なお、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

# 削る

- 2. 「<u>非課税口座開設届出書</u>」等について、同一 の勘定設定期間に異なる証券会社又は金融機関 へ重複して提出することはできません。
- 3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- 4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、当社での受付手続が完了した日において次の各号に該当するとき、当社は所定の手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
  - ①1月1日から9月30日までの間に受付手続が 完了した場合

非課税口座に同日の属する年分の<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が設けられていた とき

- ②10月1日から12月31日までの間に受付手続 が完了した場合
  - 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の 非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

お客様が当社の非課税口座に設けられるべ

- き非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下、「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に当社での受付手続が完了するよう、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」(以下、「変更届出書」といいます。)を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受け付けることができません。
- 7. 当社は、「変更届出書」の受付手続が完了したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止します。
- 8. 当社は、「変更届出書」の提出を受け所定の 手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別 措置法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定する 「勘定廃止通知書」を交付します。
- 9. 第4項、第6項に基づきお客様が提出された「非課税口座廃止届出書」、「変更届出書」について、当社での受付及び所定の手続が9月30日までに完了した場合であっても、当社での手続の関係その他の事由により、第5項第1号の「非課税口座廃止通知書」、第8項の「勘定廃止通知書」のお客様への交付が10月1日以降となる場合があります。

## 第3条 非課税管理勘定の設定

非課税口座に係る非課税の特例を受けるための非課税管理勘定(当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税

改正

- 非課税口座に同日の属する年分の<u>非課税管理</u> <u>勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>が 設けられていたとき
- ②10月1日から12月31日までの間に受付手続が 完了した場合
  - 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の<u>非</u> 課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投 資勘定が設けられることとなっていたとき
- お客様が当社の非課税口座に設けられるべき 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資 勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若 しくは金融機関に設けようとする場合は、非課 税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設 けられる日の属する年(以下、「設定年」とい います。) の前年10月1日から設定年の9月30 日までの間に当社での受付手続が完了するよ う、租税特別措置法第37条の14第13項に規定す る「金融商品取引業者等変更届出書」(以下、 「変更届出書」といいます。) を提出してくだ さい。なお、当該変更届出書が提出される日以 前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘 定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定 に上場株式等の受入れが行われていた場合に は、当社は当該変更届出書を受け付けることが できません。
- 6. 当社は、「変更届出書」の受付手続が完了したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理 勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には、当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定 累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止します。
- 7. 当社は、「変更届出書」の提出を受け所定の 手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別 措置法第37条の14第5項第<u>9</u>号に規定する「勘 定廃止通知書」を交付します。
- 8. 第3項、第5項に基づきお客様が提出された「非課税口座廃止届出書」、「変更届出書」について、当社での受付及び所定の手続が9月30日までに完了した場合であっても、当社での手続の関係その他の事由により、第4項第1号の「非課税口座廃止通知書」、第7項の「勘定廃止通知書」のお客様への交付が10月1日以降となる場合があります。

### 第3条 非課税管理勘定の設定

非課税口座に係る非課税の特例を受けるため の非課税管理勘定(当該口座に記載若しくは記 録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特

特別措置法等に定める上場株式等をいいます。 以下同じ。)につき、当該記録若しくは記載又は 保管の委託に関する記録を他の取引に関する 記録と区分して行うための勘定で、2014年から 2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる 年を除きます。)に設けられるものをいいます。 以下同じ。)は、第2条の「非課税口座簡易開 設届出書」、「非課税適用確認書」、「非課税 口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記 載の非課税管理勘定の勘定設定期間において のみ設けられます。

2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座簡易開設届出書」又は「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同1月1日)において設けられます。

#### 第3条の2 累積投資勘定の設定

非課税口座に係る非課税の特例を受けるための累積投資勘定(当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条の「非課税口座簡易開設届出書」、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載の累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2. 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座簡易開設届出書」又は「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同1月1日)において設けられます。

改正

別措置法等に定める上場株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該記録若しくは記載又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条の「非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」に記載の非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同1月1日)において設けられます。

#### 第3条の2 累積投資勘定の設定

非課税口座に係る非課税の特例を受けるための累積投資勘定(当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条の「非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載の累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2. 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同1月1日)において設けられます。

第3条の3 累積投資勘定を設定した場合の所 在地確認

当社は、お客様から提出を受けた第2条第 1項の「非課税口座簡易開設届出書」等 (「非課税口座簡易開設届出書」等の提出後 に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異 動届出書」の提出があった場合には、当該 「非課税口座異動届出書」をいいます。)に 記載又は記録されたお客様の氏名及び住所 が、租税特別措置法その他の法令に定める氏 名及び住所と同じであることを、基準経過日 (お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定 を設けた日から10年を経過した日及び同日の 翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいま す。)から1年を経過する日までの間(以 下、「確認期間」といいます。) に、租税特 別措置法等により定める方法により、確認し ます。ただし、当該確認期間内にお客様から 氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課 税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び 「(非課税口座)継続適用届出書」の提出を したお客様から、出国をした日から当該1年 を経過する日までの間に「(非課税口座)帰 国届出書」の提出を受けなかった場合を除き ます。

2. (省略)

<u>新 設</u>

改正

第3条の3 累積投資勘定を設定した場合の所 在地確認

当社は、お客様から提出を受けた第2条第1 項の「非課税口座開設届出書」等(「非課税口 座開設届出書」等の提出後に氏名又は住所の変 更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があ った場合には、当該「非課税口座異動届出書」 をいいます。) に記載又は記録されたお客様の 氏名及び住所が、租税特別措置法その他の法令 に定める氏名及び住所と同じであることを、基 準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投 資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同 日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいい ます。)から1年を経過する日までの間(以 下、この条において「確認期間」といいま す。) に、租税特別措置法等により定める方法 により、確認します。ただし、当該確認期間内 にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に 係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた 場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の 提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除き ます。

2. (現行どおり)

#### 第3条の4 特定累積投資勘定の設定

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。

2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

第3条の5 特定累積投資勘定を設定した場合の 所在地確認

新 設

現行 改正

> 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1 項の「非課税口座開設届出書」等(「非課税口 座開設届出書」等の提出後に氏名又は住所の変 更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があ った場合には、当該「非課税口座異動届出書」 をいいます。) に記載又は記録されたお客様の 氏名及び住所が、租税特別措置法その他の法令 に定める氏名及び住所と同じであることを、基 準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投 資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同 日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいい ます。)から1年を経過する日までの間(以 下、この条において「確認期間」といいま す。) に、租税特別措置法等により定める方法 により、確認します。ただし、当該確認期間内 にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に 係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた 場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の 提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除き ます。

2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の 基準経過日における氏名及び住所が確認できな かった場合 (第1項ただし書の規定の適用があ るお客様を除きます。)には、当該確認期間の 終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係 る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うこ とはできなくなります。ただし、同日以後、前 項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及 び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、 住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異 動届出書」の提出を受けた場合には、その該当 することとなった日以後は、この限りではあり ません。

新 設

第3条の6 特定非課税管理勘定の設定

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受け るための特定非課税管理勘定 (この契約に基づ き当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託 がされる上場株式等につき、当該記載若しくは 記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に 関する記録と区分して行うための勘定をいいま す。以下同じ。) は第3条の4特定累積投資勘 定と同時に設けられます。

第4条 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累 積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理 (現行どおり)

> 2. 同一銘柄であっても、当社株式累積投資口 名義にて管理する単元未満株式等については、 お客様の振替口座簿への記載又は記録される上

第4条 非課税管理勘定及び累積投資勘定にお ける処理

(省略)

2. 同一銘柄であっても、当社株式累積投資口 名義にて管理する単元未満株式等について は、お客様の振替口座簿への記載又は記録さ

れる上場株式等とは区分して<u>各年分の非課税</u> <u>管理勘定毎</u>に当社に備える帳簿等にてそれぞ れ管理します。

3. (省略)

<u>新</u> 設

第5条 非課税口座に受け入れる上場株式等の 上限額

非課税口座に設けられた各年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額は租税特別措置法その他の法令に定める金額(附則に定める本約款の適用日時点では、非課税管理勘定においては120万円、累積投資勘定においては40万円)を上限とします(以下、「非課税口座の上限額」といいます。)。

2. (省略)

第6条の2 累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲

(省略)

- ① (省 略)
- ②租税特別措置法施行令第25条の13第22項に おいて準用する同条第12項第1号、第4号 及び第10号に規定する上場株式等

新 設

改正

場株式等とは区分して<u>勘定種類毎</u>に当社に備える帳簿等にてそれぞれ管理します。

- 3. (現行どおり)
- 4. 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式 等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管 の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投 資勘定又は特定非課税管理勘定において処理い たします。

第5条 非課税口座に受け入れる上場株式等の 上限額

非課税口座に設けられた各年分の非課税管理 勘定又は累積投資勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額は租税特別措 置法その他の法令に定める金額(附則に定める 本約款の適用日時点では、非課税管理勘定においては120万円、累積投資勘定においては40万 円、特定累積投資勘定においては120万円、特 定非課税管理勘定においては240万円)を上限 とします(以下、「非課税口座の上限額」といいます。)。

2. (現行どおり)

第6条の2 累積投資勘定に受け入れる上場株式 等の範囲

(現行どおり)

- ① (現行どおり)
- ②租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等

第6条の3 特定累積投資勘定に受け入れる上場 株式等の範囲

当社は、お客様の非課税口座に設けられた特 定累積投資勘定においては、お客様が当社と締 結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲 げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第 1項第2号イ及び口に掲げる上場株式等のう ち、定期的に継続して取得することにより個人 の財産形成が促進されるものとして、当該上場 株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託) に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信 託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類 する書類)において租税特別措置法施行令第25 条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総 理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満た すものに限り、「(非課税口座)継続適用届出 書」の提出をしたお客様が出国した日から 「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった 日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げ

現行 改正 るものを除きます。)のみを受け入れます。 ①第3条4第2項に基づき特定累積投資勘定 が設けられた日から同日の属する年の12月 31日までの間に受け入れた上場株式等の取 得対価の額(購入した上場株式等について はその購入の代価をいい、払込みにより取 得をした上場株式等についてはその払い込 んだ金額をいいます。) の合計額が120万円 を超えないもの(当該上場株式等を当該特 定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該 合計額、同年において特定非課税管理勘定 に受け入れている買付けの委託等により取 得した上場株式等の取得対価の額の合計額 及び特定累積投資勘定基準額(特定累積投 資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受 け入れている上場株式等の購入の代価の額 等をいう。) の合計額が1,800万円を超える こととなるときにおける当該上場株式等を 除く。) ②租税特別措置法施行令第25条の13第29項に おいて準用する同条第12項第1号、第4号 及び第11号に規定する上場株式等 第6条の4 特定非課税管理勘定に受け入れる上 新 設 場株式等の範囲 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特 定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場 株式等(当該非課税口座が開設されている当社 の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記 録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされ るものに限り、「(非課税口座)継続適用届出 書」の提出をしたお客様が出国した日から 「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった 日までの間に取得をした上場株式等で①、②に 掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項 本文の適用を受けて取得をした同項に規定する 特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に 掲げるものを除きます。) のみを受け入れま す。 ①特定非課税管理勘定が設けられた日から同日 の属する年の12月31日までの間に当社への買 付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次 ぎ又は代理を含みます。) により取得をした 上場株式等、当社から取得した上場株式等又 は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取 引法第2条第3項に規定する有価証券の募集 <u>に該当するものに限ります。)により取得を</u> した上場株式等で、その取得後直ちに非課税 <u>口座に受け入れられるもので、</u>受け入れた上 場株式等の取得対価の額(購入した上場株式 等についてはその購入の代価をいい、払込み により取得をした上場株式等についてはその 払い込んだ金額をいいます。)の合計額が

240万円を超えないもの(当該上場株式等を

現行 改正 当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合に おいて、次に掲げる場合に該当することとな るときにおける当該上場株式等を除く。) イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準 額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れて いる上場株式等の購入の代価の額等をい う。) の合計額が1,200万円を超える場合 ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年 において特定累積投資勘定に受け入れている 買付けの委託等により取得した上場株式等の 取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定 基準額の合計額が1,800万円を超える場合 ②租税特別措置法施行令第25条の13第31項にお いて準用する同条第12項各号に規定する上場 株式等 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める 上場株式等を受け入れることができません。 ①その上場株式等が上場されている金融商品取 引法第2条第16項に規定する金融商品取引所 の定める規則に基づき、当該金融商品取引所 への上場を廃止することが決定された銘柄又 は上場を廃止するおそれがある銘柄として指 <u>定され</u>ているもの ②公社債投資信託以外の証券投資信託の受益 権、投資信託および投資法人に関する法律第 2条第14項に規定する投資口又は特定受益証 券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に 規定する委託者指図型投資信託約款(外国投 資信託である場合には、当該委託者指図型投 資信託約款に類する書類)、同法第67条第1 項に規定する規約(外国投資法人の社員の地 位である場合には、当該規約に類する書類) 又は信託法第3条第1号に規定する信託契約 において法人税法第61条の5第1項に規定す るデリバティブ取引に係る権利に対する投資 (租税特別措置法第25条の13第15項第2号に 規定する目的によるものを除きます。) とし て運用を行うこととされていることその他の 内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事 項が定められているもの ③公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権 で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託 である場合には、当該委託者指図型投資信託 約款に類する書類)に租税特別措置法施行令 第 25条の13第15項第1号及び第3号の定め があるもの以外のもの 第7条 譲渡の方法 第7条 譲渡の方法 (省 略) (現行どおり) 2. (現行どおり) 2. (省 略) 新 設 3. 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に おいて振替口座簿への記載若しくは記録又は保 管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社

改正

への売委託による方法、当社に対して譲渡する

方法、上場株式等を発行した法人に対して会社 法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に 規定する単元未満株式の譲渡について、同項に 規定する請求を当社の営業所を経由して行う方 法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号 又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に 規定する事由による上場株式等の譲渡につい て、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産 の交付が当社の営業所を経由して行われる方法 のいずれかの方法により行います。

### 第9条 非課税管理勘定終了時の取扱い

本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します(第2条第<u>7</u>項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)。

2. (省略)

### 第9条の2 累積投資勘定終了時の取扱い

本約款に基づき非課税口座に設定した累積 投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から 同日の属する年の1月1日以降20年を経過す る日に終了します(第2条第7項により廃止 した累積投資勘定を除きます。)。

2. (省略)

# 第10条 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更 手続き

お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。なお、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該異動届出書を受け付けることができません。

2. お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月30日までに受付手続が完了するよう、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。なお、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該異動届出書を受け付けることができません。

### 第9条 非課税管理勘定終了時の取扱い

本約款に基づき非課税口座に設定した非課税 管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します(第2条第<u>6</u>項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)。

2. (現行どおり)

### 第9条の2 累積投資勘定終了時の取扱い

本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了します(第2条第<u>6</u>項により廃止した累積投資勘定を除きます。)。

2. (現行どおり)

削る

3. 2024年1月1日以後、お客様が当社に開設 した非課税口座(当該口座に2023年分の非課 税管理勘定が設定されている場合に限りま す。)に累積投資勘定を設定することを希望 する場合には、当社に対して「非課税口座異 動届出書」を提出していただく必要がありま す。

新 設

新 設

第12条 取得対価の額の合計額が非課税上限額 を超える場合の取扱い

お客様が当社に対し、非課税口座での上場 株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文 等の約定の結果、当該非課税口座に係る<u>非課</u> 税管理勘定内又は累積投資勘定内に受け入れ る上場株式等の取得対価の額の合計額が非課 税口座の上限額を超える場合には、当社の定 める方法により取扱います。

2. (省略)

第13条 非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い

お客様が当社に対して「非課税口座簡易開設届出書」等を提出し、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第16項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから特定口座(未開設の場合は一般口座)での取引として取扱わせていただきます。

第10条 特定累積投資勘定での上場株式等の注文 等について

改正

当社がお客様から「非課税口座開設届出書」 の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提 出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定 又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘 定を非課税口座に設定いたしますが、当社にお いては、お客様から特定累積投資勘定での上場 株式等の買付け等に係る注文等を受け付けない ことといたします。

第10条の2 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて

お客様が特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。

第12条 取得対価の額の合計額が非課税上限額を 超える場合の取扱い

お客様が当社に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る<u>非課税管理勘定内、累積投資勘定内</u>、特定累積投資勘定内 <u>又は特定非課税管理勘定内</u>に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が非課税口座の上限額を超える場合には、当社の定める方法により取扱います。

2. (現行どおり)

第13条 非課税口座開設後に重複口座であること が判明した場合の取扱い

お客様が当社に対して「非課税口座開設届出 畫」等を提出し、当社において非課税口座の開 設をした後に、当該非課税口座が租税特別措置 法第37条の14第12項の規定により非課税口座に 該当しないこととなった場合、当該非課税口座 に該当しない口座で行っていた取引について は、その開設のときから特定口座(未開設の場 合は一般口座)での取引として取扱わせていた だきます。

第14条 契約の解除

(省略)

- ①お客様から租税特別措置法第37条の14第<u>21</u> 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提 出があった場合 当該提出日
- ②租税特別措置法第37条の14第<u>27</u>項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第<u>29</u>項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合租税特別措置法第37条の14第<u>31</u>項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)
- ③租税特別措置法第37条の14第<u>27</u>項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合当該「出国届出書」に記載する出国日までの間で当社が定める日
- ④お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

⑤ (省略)

第15条 未成年者口座開設届出書等の提出 1.~4. (省 略)

- 5. お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は課税未成年者口座から金銭その他の資産の払出を行ったこと等に伴い、租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(租税特別措置法施行令所定の災害等事由による移管又は返還で同令所定の要件を満たす場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 6. 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、1月1日において17歳である年に提出されたものについては、提出日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きま

改正

第14条 契約の解除

(現行どおり)

- ①お客様から租税特別措置法第37条の14第<u>16</u>項 に定める「非課税口座廃止届出書」の提出が あった場合 当該提出日
- ②租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)
- ③租税特別措置法第37条の14第<u>22</u>項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合当該「出国届出書」に記載する出国日までの間で当社が定める日
- ④お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

⑤ (現行どおり)

第15条 未成年者口座開設届出書等の提出 1.~4. (現行どおり)

- 5. お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は課税未成年者口座から金銭その他の資産の払出を行ったこと等に伴い、租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(租税特別措置法施行令所定の災害等事由による移管又は返還で同令所定の要件を満たす場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 6. 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日<u>又は2023年9月30日のいずれか早い日</u>までに提出がされたものに限り、1月1日において17歳である年に提出されたものについては、提出日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座

す。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

# 第21条 課税未成年者口座等への移管 (省 略)

# . (省略)

①お客様が租税特別措置法施行令に規定する「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」提出した場合又は当社に特定口座(前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合 一般口座への移管

② (省略)

<u>新 設</u>

#### 第25条 出国時の取扱い

お客様が、基準年の前年12月31日までに、 出国により居住者又は恒久的施設を有する非 居住者に該当しないこととなる場合には、そ の出国をする日の前日までに、当社に対して 租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第 2号に規定する出国移管依頼書を提出してく ださい。

## 第42条 契約の解除

(省略)

①~② (省略)

- ③租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>20</u> 項に定める「未成年者出国届出書」の提出が あった場合 出国日
- ④~⑤ (省略)
- ⑥お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める

改正

廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

# 第21条 課税未成年者口座等への移管 (現行どおり)

#### 2. (現行どおり)

①お客様が租税特別措置法施行令に規定する「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出した場合又は当社に特定口座(前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合 一般口座への移管

② (現行どおり)

#### 第21条の2 継続管理勘定等への移管

非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

2. 前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の別途当社が指定する日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。

#### 第25条 出国時の取扱い

お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

## 第42条 契約の解除

(現行どおり)

①~② (現行どおり)

- ③租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>30</u>項 に定める「未成年者出国届出書」の提出があ った場合 出国日
- ④~⑤ (現行どおり)
- ⑥お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈 与を含みます。)の手続きが完了し、租税特 別措置法施行令第25条の13の8第20項<u>で準用</u>

現行	改正
「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出が あった場合 当該未成年者口座開設者が死 亡した日	<u>する租税特別措置法施行令第25条の13の5</u> に 定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の 提出があった場合 当該未成年者口座開設者 が死亡した日
附則 この約款は、 <u>2023</u> 年1月1日より適用されます。	附則 この約款は、 <u>2024</u> 年1月1日より適用されます。
以上	以上